

麴町支部会員各位

東税麴第28-67号
平成28年12月30日
東京税理士会麴町支部 情報システム委員会
支 部 長 横山 博行
担 当 副 支 部 長 近藤 正邦
情報システム委員長 松田 知範

税理士 I Cカード（税理士用電子証明書）の更新があります！

（1）第三世代電子証明書の有効期限について

現在、会員各位に発行している「第三世代電子証明書（オレンジ色の I Cカード）」は、平成29年7月31日に有効期限を迎えます。

（2）第三世代電子証明書の発行受付終了について

上記に伴いまして、「第三世代電子証明書」の発行受付は、平成28年12月12日利用申込書到着分をもって終了させていただきました。

（3）第四世代電子証明書の発行に係る申込書類の発送について

「第四世代電子証明書（黒色の I Cカード）」の発行に係る申込書類一式は、平成29年4月7日より順次発送される予定であります。

（4）第四世代電子証明書の発行に際しての事前の留意点

税理士名簿に登録されている自宅住所（申込書類にプレプリントされます）と公的証明書（住民票など）に記載されている住所表記が一致しない場合には、新しい電子証明書を発行することができません。

転居の他、住所地の市町村合併・区画整理・政令指定都市化などにより、表記が異なっている場合には、速やかに税理士名簿の変更登録を行っていただきますようお願いいたします。

（5）第三世代電子証明書をお持ちでない方について

第四世代電子証明書の発行については上記のとおりとなりますので、その発行前に電子申告を利用したい場合には、「個人番号カード（マイナンバーカード）」など公的個人認証サービスの I Cカードの利用をご検討下さい。

注1) 利用可能な I Cカードは国税庁ホームページに掲載されておりますので、そちらをご参照願います。→ <http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>

注2) 「個人番号カード（マイナンバーカード）」の発行には1ヶ月ほどの期間を要しますので、お手元にお持ちでない場合には、早めの発行申請と電子申告の準備をお願いいたします。

注3) 平成28年10月以降の新規登録者のもとには、第四世代電子証明書の発行に係る申込書類一式が平成29年1月上旬より順次発送される予定でありますので、早めに申請をお願いいたします。